

滋賀県ジェンダー平等債（サステナビリティリンクボンド） 第三者評価業務仕様書

1 業務の目的

滋賀県ジェンダー平等債（サステナビリティリンクボンド）の発行に必要な第三者評価の円滑な実施

2 業務の内容

(1) 委託業務名

滋賀県ジェンダー平等債（サステナビリティリンクボンド）第三者評価業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

(3) 委託業務の内容

- サステナビリティリンクボンドの発行に必要な第三者評価（サステナビリティリンクボンドフレームワーク評価）を行うこと。
- 滋賀県および証券主幹事（令和7年12月に選定）と密に調整し、円滑な起債運営に協力すること。

※ 第三者評価とは、ICMA(国際資本市場協会)が2024年6月に公開している Sustainability -Linked Bond Principles（サステナビリティリンクボンド原則）のExternal Review（外部評価）で定義されているものと同義とする。

(4) 成果品

滋賀県が作成するサステナビリティリンクボンドフレームワークに係る第三者評価の電子ファイル（PDFデータ）

(5) 納入場所

滋賀県総務部財政課

(6) 納入期限

令和8年3月31日(火)

3 発行概要

(1) 発行予定額および発行時期

50億円程度（令和8年4月から9月までの間に発行を予定）

※ 発行予定額・発行時期については、変更となる場合もある。

(2) 発行年限

5年満期一括償還

※ 発行年限については、変更となる場合もある。

(3) 選定するKPIおよび設定するSPT

現在検討中のKPIとSPTについては以下のとおり。

- 令和12年度末までに滋賀県女性活躍推進企業認証制度における三つ星企業を30社認証、二つ星企業を300社認証

② 令和 12 年労働条件実態調査における男性と女性の育児休業取得率の差 5 %以内

※ KPI・SPT は、本県を取り巻く社会情勢の変化や新たな課題などを踏まえて、男女共同参画社会の実現に向けた取組を、これまで以上に加速するため検討中の「(仮称) パートナーしがプラン 2030 (滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画)」に定める事項のうち、本県のジェンダー平等に資する取組に関連した指標を証券主幹事および今回選定する第三者評価機関と協議の上、決定する予定である。

検討中の計画の詳細については、下記 URL を参照すること。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/danjyosankaku/346686.html>

「(仮称) パートナーしがプラン 2030」の策定スケジュールの想定は以下のとおり。

令和 7 年 12 月 素案を県議会常任委員会に報告

令和 7 年 12 月～令和 8 年 1 月 パブリックコメントを実施

令和 8 年 3 月中旬 原案を県議会常任委員会に報告、策定

(4) SPT 達成と連動する項目

地方公共団体として、県民に還元される内容を希望しているため、不達成時の関連基金への拠出等、金利変動型でない事項を設定し、証券主幹事（必要に応じて引受団を含む。）および今回選定する第三者評価機関との協議により決定する。

4 その他

- (1) 契約締結までの間、仕様や契約内容について滋賀県と詳細を協議すること。
- (2) 業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならないこと。ただし、あらかじめ滋賀県の承認を得た場合は、この限りではない。
- (3) 契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。契約期間が終了し、または契約が解除された後においても同様とすること。
- (4) 委託を受けた事務に従事している者または従事していた者等に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に罰則があるので留意すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項およびこの仕様書に疑義が生じたときは、遅滞なく滋賀県と協議し定めるものとすること。